

○滞納整理を効果的に推進するための組織運営に関する要綱について

平成26年3月24日

徴対第90号

各県税事務所長

自動車税管理事務所長

このことについて、平成26年4月の県税事務所再編に合わせて、これまでの整理班を解消して、徴収職員は滞納整理を一貫して行うことを基本に内容を見直し、別紙のとおり改めて要綱を定めたので通知します。

なお、「滞納整理を効果的に推進するための組織運営に関する要綱について（平成16.3.15税第532号）」の通達は、廃止します。

別紙

滞納整理を効果的に推進するための組織運営に関する要綱

1 目的

この要綱は、組織を効率的に運営し、滞納整理を効果的に推進するため、県税事務所及び自動車税管理事務所における徴収事務の執行体制に関して必要な事項を定めるものとする。

2 納税課（納税事務を担当する課をいう。以下、同じ。）における副主幹等の役割

納税課に配属された副主幹及び主査のうち特定の職員の役割を次のとおり定める。

(1) 徴収統括

ア 納税班（納税事務を担当する班をいう。以下、同じ。）に配属された職員の滞納整理に関する事務の進行管理を行う。

イ 納税班に配属された職員に対して、徴税技術の向上に資する助言・指導を行う。

ウ 課長の命を受け、課の事務の企画及び立案に参画する。

エ 複数の職員によるチームで滞納整理を行うよう所長が指定した事案について、チームリーダーとして職務を行う。

オ 所長が特に命じた事案の滞納整理に関する事務を行う。

(2) 班長

ア 配属された班に属する職員の滞納整理に関する事務の進行管理を行う。

イ 配属された班に属する職員に対して、徴税技術の向上に資する助言・指導を行う。

ウ 複数の職員によるチームで滞納整理を行うよう所長が指定した事案について、チームリーダーとして職務を行う。

エ 所長が特に命じた事案の滞納整理に関する事務を行う。

オ 4(2)の統計・決算担当が配置されている班にあっては、その事務を総括する。

3 事務分担等

各担当の事務分担等を次のとおり定める。

(1) 地方税収確保対策担当

次に掲げる事務を分担する。

ア 「地方税収確保対策の実施について（平成8.7.16 税第230号）」の通達に定める徴収対策連絡協議会に関する事務

イ 地方税法（以下「法」という。）第739条の5（令和5年度分までの個人住民税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律）（平成31年法律第3号）附則第8条の規定による改正前の地方税法第48条）第3項に規定する徴収の引継ぎを受けた個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税の滞納整理に関する事務

ウ 個人住民税の特別徴収推進事業に関する事務

エ 市町村税務職員研修派遣制度により受け入れた市町村の税務職員に対する助言・指導に関する事務

(2) 統計・決算担当

次に掲げる事務を分担する。

ア 未納徴収金に係る決算に関する事務

イ 徴収猶予（法第15条に規定するものを除く。）に関する事務

ウ 滞納処分を停止した事案に係る納税義務の消滅に関する事務

エ 不納欠損に関する事務

(3) 換価担当

所長が特に命じた差押財産を換価する事案についての滞納整理に関する事務を行う。

4 各担当の職員

各担当の職員は、次のとおりとする。

(1) 地方税収確保対策担当

県税事務所に配属された徴収統括とする。ただし、県税事務所長は、徴収統括のほか、納税班に配属された職員から担当を指定することができる。

(2) 統計・決算担当

納税班に配属された職員のうち所長が事務分担表により定めた職員とする。

(3) 換価担当

納税課に配属された職員から、所長が担当を指定することができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年徴対第23号）

この通達は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成31年税指第3号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和6年税指第1394号）

この通達は、通知の日から施行する。